

会 議 録

名 称	第2回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年5月23日（月）午後7時から午後8時30分
会 場	第十一中学校体育館
出席者	38名
<p>会議次第 会議の結果 及び 主な発言</p>	<p>1 開会</p> <p>2 区立中学校の統合方針に係る説明について (説明概要)</p> <p>協議の参考として活用する資料として、資料1「区立中学校の生徒数の状況及び具体的な統合策等について」、資料2「統合方針改定案説明会及び意見募集の実施結果について」、資料2-2「統合方針改定案に係る質疑・意見等の概要（新設中学校の位置・通学区域・通学方法抜粋）」を配布する。</p> <p>資料1は、統合方針から区立中学校の生徒数の状況及び具体的な統合策等のデータ等を抜粋し、令和4年度の速報値等を追加した資料である。また、資料2は、昨年行った統合方針改定に係る説明会と意見募集の実施結果をとりまとめた資料であり、資料2-2は、その実施結果から統合新校の位置及び通学区域に係る内容を抜粋したものである。</p> <p>3 議題 統合新校の位置及び通学区域について (説明概要)</p> <p>統合による新設中学校の位置を決定する際の重要な要素としては、敷地の広さや形状、どのような学校施設が建てられるかといった、校地・校舎等の条件と、通学距離や時間等の通学の条件を考慮することが必要となる。各校の敷地の状況及び各校の位置を新設中学校の位置とした場合の通学時間等について説明させていただく。</p> <p>○ 第八中学校敷地・第十一中学校敷地の比較について</p> <p>資料3「第八中学校・第十一中学校敷地比較表」及び会場スクリーンを利用し、両校敷地の特徴及びどのぐらいの規模の新校舎が建設可能かの検討内容を事務局から説明。</p> <p>第八中学校は、敷地の四方を幅員6mの道路で囲まれた整形な形状の敷地である。道路との高低差があり、建て替えを行う場合には、既存擁壁の改修が必要となり、擁壁沿いの樹木の伐採も必要となる。第一種低層住居専用地域であり、原則として建物高さが10mまでという制限があるが、それ以上建てようとする場合には、建築基準法上の特別な許可が必要であり、その許可を得るため校舎位置が現在よりも</p>

大幅に南側になる。

第十一中学校は、敷地が校舎敷地と校庭敷地の2つに分かれている。校舎敷地は道路に接している部分が2か所であり、敷地内には6m程度の高低差がある。また、隣地との高低差もあり建て替えに当たっては擁壁の改修が必要となる。高さ制限は17mまでであるが、計画に当たっては、地下階が想定される。計画によっては工事期間が長期化する可能性がある。

両敷地において、どれくらいの規模の校舎を建設することが可能かを検討した。検討に当たっては、18学級で特別教室型、特別支援学級、屋内運動場、武道場、プール等を想定した。検討の結果、どちらの敷地でも、18学級規模の校舎を建設することが可能である。

○ 第八中学校校地・第十一中学校校地の通学条件比較について

資料4「統合による新設中学校の位置及び通学時間等について」により事務局から説明。

統合する各校の通学区域（通常学級）を合わせた区域の小中学生人口において、全ての小中学生が通学範囲内となる通学時間は、第八中学校を新設中学校の校地とした場合では徒歩35分圏内、第十一中学校を新設中学の校地とした場合では徒歩25分圏内となる。なお、通学時間については、一般的な歩行速度である分速80m程度で計算している。

通学条件では、第十一中学校を校地とする方が、統合する各校の通学区域（通常学級）を合わせた区域の中心に近いという条件となり、目黒中央中学校や大鳥中学校等と比べても通学区域の広がりは大きくならない。

通学負担の緩和措置として、統合による通学区域の広がりを考慮し、個人ロッカーの設置等について検討していく必要がある。また、第八中学校を暫定校舎又は新校舎とした場合においては、目黒中央中学校の統合において講じた公共交通機関等の交通費補助基準（通学距離2km超、かつ徒歩30分超）に該当する区域が生じるため、交通費の補助による対応が考えられるほか、公共交通機関による通学時間の短縮が見込まれない緑が丘三丁目については、実態やニーズを踏まえた対応を講じる必要があると考えている。

また、第八中学校に設置の知的障害特別支援学級は、統合による新設中学校に引き続き設置する。区では知的障害特別支援学級を第八中学校と大鳥中学校に設置していて、通学区域を分けている。統合による新設中学校の位置が暫定校舎又は新校舎として第十一中学校となる場合、学級に通う生徒の通学先が現在の位置から変更になるため、協議会での協議状況を踏まえつつ、保護者や関係団体と意見交換等を行い、必要な具体的な対応を検討していく。

【質疑・意見】

- 緑が丘三丁目は、統合による新設中学校の位置が第八中学校の位置となる場合（新校舎又は暫定校舎）、説明にもあったが公共交通機関を使用しても通学時間がかかり通学が困難な地域だと考えている。今後、具体的な通学負担の緩和措置を示すということだが、いつまでにどのような措置を講じるのかを案でも良いので、可能な限り早めに示してほしい。
 - ⇒ 今後、9月頃に小学校6年生の児童・保護者等を対象とした説明会を行っていくが、その時期を目途に具体案を示していきたい。通学負担の緩和措置の具体的な方法として、一般的にはスクールバスの活用、路線バスの調整、自転車の活用などがある。なお、自転車は安全面から区では認めていない状況であり、安全対策を十分に講じつつ特例的に対応していくこととなる。緑が丘三丁目の実態と状況を把握しながら具体案を検討する。
- 中学生の場合、資料4に示されているよりも、もう少し時間がかかるのではないか。
 - ⇒ 通学時間については、一般的な歩行速度（分速80m程度）で算出しているが、成長による個人差などもあるため、一定の目安としてご理解いただきたい。なお、第八中学校と第十一中学校、参考で記載している目黒中央中と大鳥中学校の通学時間は、同じ基準で計算しているため通学時間を比較するうえでは妥当だと考えている。
- 資料4では、新設中学校の通学区域については、必要に応じて通学区域の変更や調整区域の設定等を行うものとする記載がある。自由が丘エリアからは、第八中学校よりも第十中学校の方が近距離になる地域があると聞いているが、希望すれば第十中学校に受け入れることができるのか。
 - ⇒ 区では隣接中学校希望入学制度があり、第十一中学校の通学区域の方であれば、この制度を利用して、第十中学校への入学を希望することができる。第十中学校の受入人数としては、1学級相当の35人の範囲内で入学可能となる。現状、受入枠内の希望数となっており、抽選になっていない。
- 数年前まで、第十一中学校に世田谷区や品川区の方が入学していることがあった。他自治体の生徒が入学してくるのは、どういう場合か。
 - ⇒ 自治体を跨ぐ就学について、区域外就学という制度があり、受入側の自治体の承認基準によって、入学（受入）を認めている。受入側の自治体の基準によるもので、区の基準では、転校してくることが明らかな場合、特別な教育的配慮が必要など、個別の状況に応じて就学を判断することになる。

(会長)

第八中学校、第十一中学校の校長先生から通学の安全面についてお話をいただきたい。

⇒ 自転車を使用する場合、雨天や降雪時など危険が伴う。その点難しさもある。

⇒ 通学への配慮が必要と考えるが、自転車については地方で利用している例は多いが、都心部では車の交通量が多く、また地域的に坂が多いことなどを考慮すると不安がある。通学時間が30分を超える生徒に対しては、何らかの通学負担緩和措置をお願いしたい。

○ 新校舎の検討について、割と具体的なものがでてきているが、業務委託等で基本計画等が並行して動いているものか状況を教えてほしい。

⇒ 先ほど説明した新校舎の検討例は、設計会社に委託して作成したボリューム検討に基づくものである。敷地にどの程度の規模の建物が建設可能かを確認するためのものであり、具体的な設計は、今後行っていく。

○ 18学級など基本的な設計条件が示されているが、この数字は今後変わることなく検討していくのか。

⇒ 今後、具体的に設計を進めていくにあたって、何学級の建物を建設するか等の条件を改めて検討する必要がある。18学級は仮の設定である。

○ 設計条件は誰がどの様に決めていくのか。

⇒ 統合方針の令和7年度推計では、統合による新設中学校は13学級と推計しているが、今後、最新の人口動向を踏まえつつ、どのくらいの規模の建物を建てるのかなど、具体的な設計条件を区において詰めていく。

建物の規模は学校づくりの視点から、どういう設備を設けるかなどによっても変化する。次年度以降、新校舎の基本構想・基本計画を立てる。今年度、統合新校整備方針を定めていく中で、新校舎の建設に取り組んでいく体制も定めていきたい。

○ 生徒数の推計の話があり、推計によって学級規模が決まり、望ましい規模を踏まえながら、具体的にどの様な建物を整備していくかということだと思う。資料1の推計をもって、この協議会では進めていくものだと認識していたが、大前提の部分が変わる可能性があると思ってしまった。この協議会において議論をしていくうえで、変わるものと変わらないものとししっかりと示した方が良い。資料1・2の説明がなかったことは少し残念。この協議会では何を議論するのか、推計の内容やこの後に説明のある大岡山小学校の建て替えの話の切り離して考えていくのか、幹事会も含めてだが事務局でしっかりと整理して進めていくよう留意してほしい。

(会長) 次回の協議会で規模等について整理することで良いか。

⇒ 学校規模の推計等の説明は可能である。新校舎建設の学校規模

として18学級までを想定している理由として、少人数学級を進める制度改正なども想定する等、余裕のあるボリューム検討とした。次回の協議会でどのようにお示しするか等幹事会にも確認し、検討する。

○ 第八中学校は敷地面積が広く、整形地で形も良い。子どもたちのために良い中学校を作るのであれば、第八中学校の校地を選びたいと思う。第十一中学校は、敷地内に高低差があり、また、グラウンドが離れている。通学距離の議論が多く、敷地条件の議論がないのは疑問がある。今後、長い目で見たときに学校施設の環境としてどちらの校地が望ましいか考える必要がある。

○ 資料4の2(2)には、必要に応じて通学区域の一部変更、調整区域の設定等を行う、としている。地域住民としては、案があるのであれば、早めに提示してもらいたい。大岡山一丁目の一部区域の方は、中学校の調整区域として第十一中学校には行けるものの、小学校の調整区域ではないため、中根小学校には行けないという状況がある。大岡山一丁目の一部区域は、生活圏の関係で中根小学校を希望する方が多い状況がある。この協議会の場ではないと思うが、中学校の統合により通学区域が変更になることを踏まえ、教育委員会として小・中学校を一体的に調整区域の設定等について検討していただきたい。

また、関係小学校PTA会長や児童の保護者からは、休止している小学校の隣接希望入学制度の復活を希望する意見があるため、中学校の統合という動きがある中で、今後とも教育委員会で検討してほしい。

⇒(会長)小学校を含めての検討ということで、本日、意見としていただいて、次回に何らかの形で説明できるようにしたいと思います。

(会長)本協議事項における意見として、本日いただいた意見や意見提出用紙による意見を踏まえて、次回において具体例案等として反映していきたい。次回の協議会では、提出された意見を共有のうえ、引き続き、統合新校の位置及び通学区域について協議を深めていきたい。

4 その他

【情報提供概要】

大岡山小学校の建て替えについては、統合による跡地の活用に関係するため、資料6「大岡山小学校の建替えについて」により事務局から情報提供する。

大岡山小学校の建て替えにあたっては、敷地面積と児童数の関係から、現在の大岡山小学校の敷地に仮設校舎を建設しながら建て替えを行うことが現状では困難であるため、統合による跡地を活用する方法を検討していく必要がある。

活用方法の例として、大岡山小学校を統合後の跡地に移転するとい

う手法と、統合後の跡地を大岡山小学校の仮校舎敷地として活用し、その間に現地で建て替えるという手法が考えられる。ただし、移転する手法としては、第十一中学校が跡地になった場合は、大岡山小学校の通学区域外のため移転先として現実的ではなく、第八中学校が跡地になった場合に限られると考えている。

大岡山小学校についての具体的な建て替え手法は、今後、新校の位置が決定してから検討していく。

【質疑・意見】

(会長) 本件は情報提供ということだが、質問や意見があれば何う。

- 大岡山小学校は大岡山西住区エリアの地域避難所になっている。建て替え工事中において、地域避難所としてはどの様に考えているか確認したい。
⇒ 建て替え中は、通常どおりの避難所としての活動を行うことは難しいため、防災課や地域の方々と協議しながら、どの様な防災対策を講じることができているのかを検討していく。
- 災害がいつ起きるのか分からないため、災害が起きた時にどうするかということを検討しておく必要がある。
⇒ 大岡山小学校の建て替えの話はまだ先の話なので、今の段階でどうするかということを決めるのは難しい。建て替えに当たっての課題を再認識できたので、今後、個別具体的に検討していきたい。
- 大岡山小学校の建て替えの話そのものはこの協議会の中で協議する事項ではなく、建て替えの会の方で検討し、検討結果をこの協議会に報告すると回答すれば良いのだと思う。この協議会で何を議論していくのか共通認識をもつ必要がある。数字の出し方でも、例えば、通学時間のシミュレーションの話にしても、どの様に算出したのかを説明資料として求め、提供されたとしても今回のように説明も無いとしたら、協議会で議論する意味はない。もう少し上手く運営をしてほしい。

(会長) 貴重なアドバイスをいただいたので幹事会の中でも確認していきたい。

5 閉会

第3回協議会は、6月29日(水)午後7時から第八中学校体育館で開催することとした。

以 上